

平成16年第2回市議会臨時会(5月)議事録

平成16年5月13日 木曜日 午前10時00分開議

鈴木良雄 議長 鈴木小市 副議長

出席議員(21名)

1番	我妻昇	議員	2番	内谷重治	議員
3番	大道寺信	議員	4番	谷口栄子	議員
5番	佐々木謙二	議員	6番	安部隆	議員
7番	町田義昭	議員	8番	鳥谷政一	議員
9番	蒲生光男	議員	10番	渋谷佐輔	議員
11番	高橋孝夫	議員	12番	小関勝助	議員
13番	大沼久	議員	14番	鈴木小市	議員
15番	藤原民夫	議員	16番	鈴木武次	議員
17番	蒲生吉夫	議員	18番	佐々木榮七	議員
19番	島田友市	議員	20番	鈴木新助	議員
21番	鈴木良雄	議員			

+

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

目黒栄樹	市長	長谷部宇一	助役
佐藤義夫	収入役	竹田辰雄	教育長
佐藤仁	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	松本弘	財政課長
中井晃	企画調整課長	梅津敏昭	税務課長
小泉良一	市民課長	船山祐子	健康課長
宇津木正紀	福祉事務所長	平英一	管理課長
梅津和士	農林課長		

事務局職員出席者

井上和良 議会事務局長 児玉行宏 補佐

五十嵐 恵美子 主 任 塚 田 知 広 主 事

議 事 日 程

平成16年5月13日 木曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2号 専決処分の報告について
(交通事故に係る損害賠償の額の決定について)
(報 告)
- 日程第 4 報告第 3号 専決処分の報告について
(交通事故に係る損害賠償の額の決定について)
(")
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について
(交通事故に係る損害賠償の額の決定について)
(")
- 日程第 6 議案第 37号 長井市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
の設定について (質 疑、討 論、表 決)
- 日程第 7 議案第 38号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について
(" ")
- 日程第 8 議案第 39号 長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部
を改正する条例の制定について (" ")
- 日程第 9 議案第 40号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
(" ")
- 日程第 10 議案第 41号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て (" ")
- 日程第 11 議案第 42号 平成16年度長井市一般会計補正予算第1号
(" ")
- 日程第 12 議案第 43号 平成16年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号

+

+

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

鈴木良雄議長 おはようございます。

これより平成16年第2回長井市議会臨時会を開会いたします。

開 議

鈴木良雄議長 本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程をもって進めます。なお、この日程につきましては、先ほど開催されました議会運営委員会にお諮りをし、内定を見ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

鈴木良雄議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。

20番 鈴木 新 助 議員

1番 我 妻 昇 議員

2番 内 谷 重 治 議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

鈴木良雄議長 次に、日程第2、会期の決定であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第3 報告第2号 専決処分の報告について外2件

鈴木良雄議長 それでは、日程第3、報告第2号、専決処分の報告についてより、日程第5、報告第4号、専決処分の報告についての、以上3件を一括議題といたします。

それでは、報告を受けることといたします。

目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 おはようございます。

報告第2号、報告第3号及び報告第4号の各専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

報告第2号につきましては、長井北中学校地内におけるスクールバスの停車車両への接触による事故の損害賠償の額について専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第3号につきましては、公用車が交差点を走行中、相手方車両の衝突によるものでございます。

報告第4号につきましては、公用車が停止していた車両を追い越そうとした際のスリップにより、対向車線に停車中の相手方車両への衝突によるものでございます。

公用車の運転につきましては、常に事故のないよう指導をいたしておるところでございますが、今後なお一層の注意を喚起してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

+

鈴木良雄議長 報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、以上3件の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。

これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第6 長井市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について外6件

+ 鈴木良雄議長 日程第6、長井市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてより、日程第12、議案第43号、平成16年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号までの7件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 議案第37号、長井市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、「地方公営企業労働関係法」が「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に題名が改正されたことに伴い、引用している5本の条例の条項を改正するため提案申し上げるものでございます。

次に、議案第38号、長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うもので、現下の経済・財政状況等を踏まえ

つつ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、「あるべき税制」の構築に向け行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、個人市民税につきましては、平成16年度分から均等割額の人口段階別税率区分を廃止し、また、平成17年度分から生計同一の妻に対する均等割額の特課税措置を、段階的に廃止するものでございます。あわせて、生活扶助基準の改定により、所得割及び均等割の特課税限度額、及び非税基準の見直しを行うものでございます。

また、少子・高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の公平を図る観点から、低所得者に対する適切な配慮を行いつつ、これらの優遇措置の縮減を図り、高齢者に対しても担税力に応じた負担をしていただくために、65歳以上の高齢者に対する上乘せ措置及び老年者控除を廃止し、平成18年度分から適用するものでございます。

土地税制につきましては、市場の活性化を図る観点から、長期譲渡所得に係る税率を国税・地方税合わせて6%引き下げ20%にし、また、100万円の特別控除の廃止等をいたすものでございます。

固定資産税につきましては、課税自主権を尊重する観点から、100分の2.1に設定されております制限税率の撤廃を行うものでございます。

入湯税につきましては、市民の健康増進を図る観点から、温泉を利用しやすい環境を整備するため、25円引き下げのものです。

次に、議案第39号、長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、適用期限を2年間延長するものでございます。

次に、議案第40号、長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げ

げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、条項の整備を行うものでございます。

次に、議案第41号、長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の健全化と給付の安定化を目的とし、また、地方税法の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、医療給付費分の所得割額を現行の6.1%から7.8%に、資産割額を現行の20.0%から26.0%に、被保険者均等割額を現行の2万2,800円から2万5,200円に、世帯別平等割額を現行の2万8,800円から2万9,400円に改め、また、介護納付金の所得割額を現行の0.8%から1.2%に、資産割額を現行の4.8%から7.0%に、被保険者均等割額を現行の4,000円から6,600円に改め、世帯別平等割額は、現行の5,400円に据え置くものでございます。

次に、議案第42号、平成16年度長井市一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出の補正でございますが、予算の総額に1,839万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ107億7,539万7,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、主なものといたしまして、国民健康保険税条例の一部改正に伴う国民健康保険特別会計繰出金を1,349万円、重度心身障害者施設管理運営費貸付金300万円及びレインボープラン関連支援事業補助金110万円などを追加するものでございます。

また、これらの補正の財源といたしまして、国・県支出金を見込み計上するとともに、なお不足する一般財源といたしまして、市税条例の改正に伴う増収見込み額のうち、392万2,000円を計上いたすものでございます。

次に、議案第43号、平成16年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申

上げます。

本案は、国民健康保険税条例の一部改正による国保税率の引き上げに伴い、所要の予算補正を行うものでございまして、主な内容は、国保税と一般会計繰入金を増額し、基金繰入金と支払基金から交付される退職者の医療給付費交付金を減額するものでございます。

歳出につきましては、財源内訳の変更を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、日程第6、議案第37号の1件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第37号、長井市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、原案のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第38号の1件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

15番 藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 税務課長にお尋ねいたします。この中の第13条ですが、生計同一の妻に対する非課税措置の廃止についてお尋ねいたしますが、これはこの納税義務者の妻は、どれ

だけの所得があっても均等割は非課税とするという制度でありまして、昭和60年から行われてきたものだと思うのです。

当時の女性の社会進出の状況とか、あるいは行政サービスを世帯単位、家族単位で受けるものが多かったことなどが要因だというふうに言われてきたわけでありまして。

今日では就労する女性は増加しておりまして、均等割は非課税ですが、所得税を納税している層も増加してきたわけでありまして。

このことによって、新規に課税対象となる女性の見込み数は何人おられるのか。また、新規の負担額、増税額はどのぐらいになると予測されておられるのかお尋ねいたします。

鈴木良雄議長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 藤原議員のご質問にお答えします。

一応該当されるという人数でございますが、おおよそ4,000人というようなことで、一応見ております。そして、この改正に伴って実際に影響が出るのが平成17年度からということになりますが、17年度から人数については平成16年度ベース、今年度ベースで計算いたしますと、約600万円が増収が見込まれると。それから、18年度からは約1,200万円が見込まれるというような、一応私どもの見通しでございます。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 市内で新たに課税対象となる女性は4,000人おおよそおられるということですね。そして、17年度からその額は600万円になると、こういうことでもいいわけですか。

それからもう一つですが、この第19条の老年者控除の廃止についてお尋ねいたしますが、今回の改正のうちで税制への影響という点で最も大きいのが、この老年者控除の廃止だというふうに思うのです。老年者控除は65歳以上の所得で1,000万円以下の者に適用されて、控除額は48万円だったと思うのです。この控除の適用を受け

ている高齢者は何人になりますか。

鈴木良雄議長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 藤原議員の質問にお答えしたいと思っておりますけれども、大変申しわけございませんが、ちょっと手元の方に人数を控えた資料がございません。なお、この老齢者控除、48万円の控除、これが廃止になることによりまして、これは18年度からの適用になりますけれども、約1,700万円の増収の見込みというようなことでございます。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 65歳以上の所得で1,000万円以下の方というのは、これ本当に今大変な、大体去年の末に政府がこれを発表して以来、大きな問題になって、不安が広がっているわけです。それで、こうして具体的に市税条例という形で出てきて、市内でも一体どのぐらいになるのかと。

それで、この増収の金額だけは出てくるが、単位となる数が出てこないというのはどういうわけなのですかね。これ出てくるのでないですか。

鈴木良雄議長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 お答えいたします。

当然人数を把握して、それから試算した数字でございます。ちょっと今、ちょうど手元にその人数がなかったものですから。大変申しわけございません。後ほど人数を申し合わせすることによってよろしいでしょうか。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 貴重な検討する基礎資料ですから、ぜひお願いしたいと思います。

それで、この控除の廃止によって、控除額のみだけ所得が上積みされるという形になるわけですね。さらに国税において公的年金等控除が削減されると。つまり65歳以上の者への上乗せ分を廃止して、最低補償額を120万円にするというこの公的年金等控除の削減。この影響を受けまして、所得税の課税最低限は、年金収入で285万

5,000円から205万3,000円に下がるわけであり
ます。したがって、個人市民税において245万円、
控除最低補償額の120万円に、この老年者最低非
課税額125万円をプラスするわけであり
ますが、その245万円となると
思うわけであり
ます。

そうすると、年金収入でちょうどそのすれすれ
の250万円をもらっていた方ですと、2万2,000
円の市民税になるというふう
に思われますが、
税務課長、その解釈でいい
のですか。

鈴木良雄議長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり
でよろしいかと思いま
す。245万円以下の方
については、今後非課税
ということになるわけ
でございます。なお、15
年ベースで試算した
ものがござい
ますが、15年度課税
ベースで試算いた
しますと、控除額が3億
6,672万円ほど
ございました。そう
いたしますと、
該当します
方々の平均税率
ということで、
市民税4.8%
で見ますと、
1,760万円
ほどの増収
という
ようなこと
が見込まれて
おります。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 市では増収、
払う方は増税
ということで65歳以上、
私もそれに足
がかかった
わけですが、
非常にこれ
にすれすれ
で老年者
控除の恩恵
にあずか
っていた
という
方にとっ
て、この
ことによ
って公的
年金等の
控除が減
らされる
というこ
と、そし
てこの老
年者控除
もなくな
るとい
うふうな
ことで、
大変な
増税にな
るの
です
ね。

この二つ
によって
増税にな
る方々
はどの
ぐらい
おられる
のか、
こうい
うこと
につい
ての
数字
はあり
ますか。

鈴木良雄議長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 お答えいたします。

まず最初
に、先ほ
どの老
年者
控除の
対象
者人
数
でござ
い
ますが、
これ
を
申し
上げ
たい
とい
う
ふう
に
思
いま
す。

15年度課税ベースで、老年者控除の対象者につ

きましては約750名ということ
でございます。

あと、
ただいま
ご質問
あり
ました
両方
合
わ
せ
て
とい
う
数字
で
ござ
い
ま
すが、
手元
には
ち
よ
つ
と
そ
の
数字
は
持
ち
合
わ
せ
て
ござ
い
ま
せ
ん。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 議長に
お願い
したい
ので
すが、
やはり
こう
い
う
大
事
な
条
例
の
提
案
で
す
か
ら、
そ
の
基
礎
と
な
る
数字
は
は
っ
き
り
押
さ
え
て
も
ら
わ
な
い
と
困
る
と
思
う
の
で
す
ね。
こ
れ
は
は
っ
き
り
し
て
い
る
の
で
す
よ。
こ
の
計
算
式
も
ち
ゃ
ん
と
出
て
い
る
と
思
う
の
で
す。
で
す
か
ら、
こ
の
提
案
を
す
る
と
き
に
は、
も
う
少
し
具
体
的
に、
し
か
も
こ
の
取
る
方
は
ど
れ
く
ら
い
増
税
に
な
る
と
い
う
こ
と
で、
こ
れ
は
そ
れ
な
り
の
計
算
で
し
ょ
う
け
れ
ど
も、
払
う
方
の
身
に
な
っ
て
み
る
と、
果
た
し
て
私
は
ど
う
な
る
の
か
な
と
い
う
不
安
が
あ
る
の
で
す
よ。
そ
れ
で、
そ
の
中
で
何
人
の
う
ち
に
自
分
が
入
る
の
か
と
い
う
こ
と
が
あ
る
と
思
う
の
で
す
ね。
私
ど
も
が
市
民
に
報
告
を
行
う
際
に
も、
こ
う
い
っ
た
こ
と
な
し
に
報
告
す
る
こ
と
は
で
き
な
い
の
で
す。
た
だ、
今
後
は
こ
う
な
っ
た
と
い
う
こ
と
だ
け
で
は
済
ま
さ
れ
な
い
わ
け
で
す。
や
は
り
市
民
に
協
働
と
い
う
こ
と
を
訴
え
る
な
ら
ば、
こ
う
い
う
数字
も
き
ち
つ
と
示
し
て、
そ
し
て
議
論
の
場
に
し
っ
か
り
と
出
し
て
も
ら
い
た
い
と
い
う
こ
と
を、
ぜ
ひ
当
局
に
議
長
の
方
か
ら
申
し
伝
え
て
い
た
だ
き
たい、
こ
の
よ
う
に
思
いま
す。

鈴木良雄議長 それでは暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時32分 再開

鈴木良雄議長 それでは再開いたします。

梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 藤原議員の質問にお答え
したいと思
います。

老年者に関する部分については、私どもの方

試算させていただいたのは約750名ということで
すべて計算させていただいております。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 今回の数字はどういう数字
ですかね。新しく課税対象になる方が750名なの
ですか。それとも、これまで老年者控除の恩恵
を受けた方の人数はわかりますか。今の750名に
ついてもう1回。

鈴木良雄議長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 お答えいたします。

これまで老年者控除を受けた方、その方が15年
度ベースで750名でございます。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 今度その老年者控除がな
くなるわけですから。さらに今度は公的年金等
の控除の削減があるわけですから、それもこれ
に入っているわけだね。そうすると、これで新
しく、さらに広がるわけですね、この対象者が。
その方々も合わせると何人になるかというこ
となのです。

鈴木良雄議長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 お答えいたします。

今まで、15年度課税ベースで控除を受けてお
つた方が約750名ということで、今後のちょっと、
16年度ベースという部分については、今のとこ
ろちょっと資料は持っておりません。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 私は16年度ベースを聞い
ているのではなくて、あまでも15年度、同じベ
ースでこの公的年金等の削減があるわけですね。
それによって影響を受ける方は何人かと。

鈴木良雄議長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 影響を受ける方については、
750名が影響を受けるということでございます。

(「それは老年者控除の話だろう」と言う者
あり)

鈴木良雄議長 暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時51分 再開

鈴木良雄議長 休憩前に復し、会議を再開いたし
ます。

梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 お答えいたします。

年金の控除の最低補償額が140万円から120万円
に引き下がると。20万円下がるという部分で、
該当する方については、15年度ベースで約二十
数名と推計されてございます。

鈴木良雄議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、
討論を行います。

ご意見ございませんか。

15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 私は、この議案第38号、
長井市市税条例の一部を改正する条例の制定に
ついてに、反対の立場で討論をいたします。

このたびの議案は、自民党と公明党による税制
改正大綱の地方分権の推進を支える税制として
提起されまして議決された地方税法改正に基
づくものであります。

内容は、年金受給者に対する増税が主なもので
あります。しかし、これは所得税、市民税だけ
でなくて、国保税や介護保険料の引き上げにも
連動している大変な負担増であります。年金課
税の強化は、公的年金等控除の縮小と老年者控
除の廃止、これはいずれも65歳以上が対象であ
りますが、こうして行うものであります。

年金は収入に対しそのまま課税されるのではな
くて、年金からさまざまな控除を行った後、課
税対象となる金額が残った場合に課税されるわ
けであります。そのために控除を縮小いたしま
すと、今まで非課税だった人も控除後の金額が

残るために、課税されることになるわけであり
ます。

地方税法では、公的年金等控除のうち65歳以上
の人が、最低これだけは控除できるとした最低
補償額を140万円から120万円に縮小し、さらに
65歳以上で給与などと合わせた所得が1,000万円
以下だと50万円を控除できる老年者控除を廃止
いたしますと、両方合わせて70万円以上であり
ます。控除の最小縮小前は、65歳以上の夫婦世
帯で夫の年金が年間285万円以下、妻は80万円だ
と非課税でした。控除の縮小後は、205万円以上
の年金収入は課税対象になるというふうになる
わけであります。

さらに年金収入が250万円の場合、国保税や介
護保険料もふえ、所得税、市民税と合わせれば、
おおよそ半月の年金が消えてしまう計算になる
のではないかというふうに思うのであります。
年金受給者への課税強化で、基礎年金国庫負担
引き上げの財源の一部を賄うという財源確保の
口実で、消費税増税のルールを敷いたこととあ
わせて、庶民への負担増にしかつながらない実
態を明らかにしながら、三位一体改革の看板に
よる国から地方への財政支出大幅削減のもとで、
地方自治体と住民の負担でその穴埋めを行うた
めの、こうした改定に伴うこのたびの条例には
反対するものであります。

鈴木良雄議長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、
採決いたします。

議案第38号、長井市市税条例の一部を改正する
条例の制定については、原案のとおり決するに
賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

鈴木良雄議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第39号の1件について、
質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、
討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、
採決いたします。

議案第39号、長井市農村地域工業等導入地域固
定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の
制定については、原案のとおり決するに賛成の
議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第40号の1件について、質疑を行
います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、
討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、
採決いたします。

議案第40号、長井市都市計画税条例の一部を改
正する条例の制定については、原案のとおり決
するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第41号の1件について、
質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 市民課長にお尋ねをいた
します。

一つは、今回の議案を提案するに当たりまして、

長井市国保運営協議会から答申書が出ておるわけで、この答申書を見せていただきますと、苦渋の選択というふうなことで、この市長からの提案について採択をしておられる、そして、答申を出しておられるようでありますが、この国保運営協議会の答申をどのように読まれ、判断され、提案されたのか、今回。ひとつお聞きをいたします。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 お答えします。

ご指摘のように、答申をいただきました。何回も勉強会をなされて、それぞれに疑問点をよく勉強されて、精査されて、そして、しかし、この事業の健全化と給付の安定化を図るためには、苦渋の選択とはいえ、やむを得ないのではないかなという内容であったと私は思います。したがって、その答申を受けながら、私の方もそういう選択をさせていただいたところであります。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

+ 15番 藤原民夫議員 この附帯意見の中に、現在国保加入者は増加しているが、一般に企業倒産、リストラ、雇用形態のフリーター化などによる加入者増加である。また、かつては国保財政の中核を担ってきた農家、商店、個人事業者等の所得の落ち込みは、近年特に甚だしいものがあるというふうな表現があります。

そこで市民課長にお尋ねをいたしますが、現在減免制度があるわけでありましたが、この制度の活用というのはどのようなふうになっておりますか、お聞きをいたします。

鈴木良雄議長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 お答え申し上げます。

税の減免制度につきましては、私どもの方で納税通知書をお送りします。そうすると、1週間のうちに、一応減免申請というのを大変な方については提出されます。それを受けまして、私どもの方では、条例、規則等の規定に合わせて調査を行って、そして減免を決定しているとい

うような状況でございます。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 私は、この今の附帯意見を読んで、いろいろ検討させてもらったのですが、やはり資格証明書の発行が極めて長井市が高いと。尾花沢市に次いで高いというふうなことでありますので、この資格証明書を何としても押さえて、そして医療にかかれない状態になるわけですからね、資格証明書が発行になるということは。したがって、この減免制度を拡充すると、広げるというふうなことが必要でないのかなと思うのです。特別の事情ということが減免の制度の内容にあるわけですが、ほかの自治体の場合ですと、ほかの自治体で県内にもあるかどうか私は調査しておらないのですが、東北の市と町にある中で、特別の事情の中に、世帯の中に失業者が出た場合ということが1項目。それから、借金の返済のために保険税の支払いが困難な場合というふうな項目を入れている自治体もあるのですね。

+ 市長にお聞きしますが、こうした特別の事情というのをもう少し拡充して、そしてせめて悲惨な事態にならないうちに市民の命を救うということも必要なのではないかと、こう思うのですが、今ののような特別の事情を採用している市や町があるということに対して、今のは秋田県の場合なんですね、どのようにお考えかお聞きをいたします。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 お答えします。

ご指摘のような特別の事情等について、近隣及び全国的な調整を担当課で調査をさせていただきたいと思います。

鈴木良雄議長 ほかにご質疑ございませんか。

11番、高橋孝夫議員。

11番 高橋孝夫議員 市民課長にお伺いをいたしますが、先ほど藤原議員も言われました国保運営協議会の答申書の中でもふえているわけで

すけれども、平成12年度以降というのがこの国民健康保険税収入にかなり影響が出ているというふうに私も感じるわけですが、それは具体的にどういう要件で、どういうものが起因をしてこういうことになったというふうに考えておられるのか。特別会計総体でお聞かせをいただきたい。

鈴木良雄議長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思いません。

国保税の収入の減少してきている理由の中に、まず被保険者自体の増加というようなことがございます。そのための、その原因としましては、リストラなどによりまして国保に加入をなさってくる方がおられます。そういった方につきましては、前年度課税ということで、入ってこられたときには高い保険税ということになります。その次の年からは低い所得になるわけでございますので、そういった意味では国保税としては入ってこないというようなこととなります。

安定所などに聞きますと、そういった方につきましては、高齢で退職なされたということになりますと、再就職がなかなか難しいというようなことがあります。そういった方が国保に残られるということがございます。

また、これは国保制度の宿命というべきところでありますが、退職者、あるいは高齢の方が国保にずっと残られてくるわけで、そのお年寄りが医療にかかる費用が大変高いというふうなことでは、所得の少ない方、そして医療が大きくかかるということでは国保税を圧迫をしているというふうな状況になっております。

また、長引く不況によりましての所得が全体的に低迷をするというふうな中で、国保税の収納が上がってこないというふうなことが一方言われます。そして、さらに被保険者の構成を見ますと、一般と言われる方々、高齢者を支える若

い方々になりますが、その人数がこの間ずっと減ってきてまいりまして、高齢者が多くなっているというふうな社会保障の制度仕組み全体のところのひずみが出てきているのではないかと、というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

鈴木良雄議長 11番、高橋孝夫議員。

11番 高橋孝夫議員 そういうこともそれは確かにあるでしょう。私、ちょっとこの間の決算書から国民健康保険税の収入済額がどれくらいあるのかちょっと拾ってみたのですが、例えば平成11年は7億1,100万円なのですね。平成12年、7億5,240万円、平成13年、7億9,000万円、こういうふうにあるわけですよ。しかし、国民健康保険税の収入済額はこうであっても、実際に今回問題にしているのは医療分の部分を私は問題にしているのですが、そこは減っているというふうに私は思うのですよ。それは何が原因になるのですか。

鈴木良雄議長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 国保税が下がっている原因は、やはり調停額がまず下がっているというふうなことが言われます。あわせて収納率ということも減少しているということで、税収の方が上がってこないというふうなことになると思います。

鈴木良雄議長 11番、高橋孝夫議員。

11番 高橋孝夫議員 私が申し上げているのはそういうことではなくて、こういうことではないかなと思うのです。平成12年から、いわゆる介護保険と一緒に徴収をし始めているのですよ。そうすると、歳入では国民健康保険税収入というのは、収入済額が上がっているのです。もちろんこれは介護保険料も一緒ですから。しかし、実際医療に向けられる国民健康保険税収入というのは減っているのじゃないかということをお伺いしているのです。それはなぜかということ、介護納付金を納めなければならないからですよ。そここのところが私は平成12年度以降顕著

+

だなというふうに思うのですよ。

今回、この国民健康保険税の税率の均等割も全部上げますよと。それから、介護保険料も上げますよと。そういうふうになっていって、しかしこの問題は解決できるかという、どういうふうにはここはとらえていらっしゃるのか、シミュレーションしていらっしゃるのかをお聞かせをいただきたいのです。

鈴木良雄議長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをしたいと思います。

12年から介護納付金分ということで国保税として徴収をさせていただいているわけですが、12年、13年と介護保険納付金につきましては、予定されたとおりに入ってきていまして、私どもの試算とそこは整合するわけですが、14年もちょうどよいぐあいに私どもの試算でなっております。言ってみれば不足部分はありませんでございます、12年までは、15年から介護納付金額が急激に高くなりまして、その分として医療分の保険税からの支出が主に2,000万円ほど出ているというふうなぐあいでございます。16年ということで、さらにそれが拡大をしていく。それは15年になりますと、13年のときの精算額というのが15年に、2年後にくるわけですが、そのころからの介護保険ということを見ますと、在宅を中心にぐんぐん伸びている状況でございます。在宅の部分、それから福祉機器の使用、それからグループホームと、そういったものがどんどん伸びている状況の中で、15年度からその差が、バランスがとれなくなったということで、私どもとすれば介護分だけでも15年にやっておけばよかったなというふうなことを思っている次第でございます。

以上でございます。

鈴木良雄議長 11番、高橋孝夫議員。

11番 高橋孝夫議員 確かにそれは言えるかもしれませんが。いただいた資料によりますと、介護納付金、平成14年度決算では9,853万円ほどに

なっておりますが、15年度の決算見込みでは1億2,274万円というふうになって、16年度の当初予算では1億5,000万円というふうになっているという状況が多分、市民課長が言われたところだというふうに思います。私も実際計算をしてみても感じたのですが、やはり介護保険料と同じく徴収をするという制度が始まって以降、国民健康保険税医療分のところの、いわゆる部分が、がたとやはり減っているというところに、大きな問題があると感じます。平成12年度ベースで言えば、およそ6,000万円、前年度に比較をすれば医療分のところは減るわけですよ。簡単ですね。保険税収入から介護納付金を引けばいいわけですから、その方が医療分になるわけで、この医療分のところは6,000万円減るのですよ。次の年でも3,100万円減るのですよ。次の年でも3,500万円減ると。15年度はもっと減りますね。国保税収入が7億1,900万円ぐらいですから、1億2,200万円引けばもっと減るのですね。こういう関連をどのようにしんしゃくをされたのか。私は多分に今回の国民健康保険税の問題は、構造的なものによりはしないかというところに、もっと視点を当てなければならぬのではないかと感じるのです。特に12年度に介護保険料と一緒にしますよと。これは反対もあったけれど、私も反対しましたけれどもね。なったときに、もっと例えば違う措置を施していかないと、こういうことというのはずっとこれから出てくるということをわかったのではないかと。しかし、ここにはほかの措置をするところは何もないわけですね。今回の改正も何もないのですよ。そこはどのように感じていますか。私は、ここにやはりちょっと、ちゃんと目を当てて、仕組み総体をどうするかという視点で物事を考えていかないと、基本的にはイタチごっこで、税率を上げる、しかし収まらない、足りない、基金も枯渇をする。だけどまた税率を上げざるを得ない。こういう繰り返しに

なりはしないかという心配をするわけですね。ここはどういう見通しを持っていらっしゃるんですか。

鈴木良雄議長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 国保税算定に当たりましては、医療分と介護分をきっちり分けて、それぞれの歳入をもくろみをして、それぞれの税率を定めているというふうなことでございました。一部15年につきましては、介護の納付金の方に医療からは出ているわけですが、しかし、介護も国保もそのとおりであります、その制度そのものの存亡の危機というのが今来ているのではないかと。国保制度全体につきましては、高齢者の医療をどのように賄うかというのが最大なる問題でございまして、そのために14年の10月に老人医療にかかわる部分の年齢を上げて、国保にとどまるような仕組みをしいたわけでありまして。

そういった部分で、国保のかかる医療費がどんどん多くなっていくというのが最大なる問題かなど、そんなところでありまして、介護と国保というのはきちっと分けて精算をすることによりまして、そこは制度としては、事業会計としては合わせていけるのではないかと。むしろ国保制度全体のことで、保険医療であるとか、そういった分でお金のかからないような皆さんへの啓蒙ということが、むしろ重要なことなのかなというふうに思っているところでございます。

鈴木良雄議長 11番、高橋孝夫議員。

11番 高橋孝夫議員 そういう見方もあるのでしょうけれども、しかし私は、もう1回、12年度国民医療分と、それから介護保険を入れるときにした議論を思い出してもらって、そこからもう1回見直してみるということは、これは必要だというふうに思います。

税務課長にお伺いをしますが、税率を上げる、あるいは均等割を上げる、額を上げる。これはやりようによってはというか、やればやれるわ

けです。しかし、私は同時に、被保険者、あるいは市民の担税力と申しますか、ここも考えていかなければならないという感じがします。足りないから、不足をするから幾らでも上げてもいいと。今回もちろんそうではないわけですが。そういうふうなところでお聞きをしますが、平成8年から平成14年までの国民健康保険税収入を見てみますと、最高で先ほど申し上げた7億9,000万円、これは介護保険料も入った部分ということになります。

今回税率を上げて、所得割額を上げて、それから均等割も上げてというふうになりますと、必然的にそれぞれの負担は多くなるわけですね。私は、8億円というあたりがもう限界なのではないかと。保険税収入の額からすれば、総体の額からすれば、それを超して求めていくというのは、かなり無理があるのではないかと。今までの経過から言っても。もちろん、調停額はもっと上を言っているわけですね。8億幾らと言っているわけですよ。しかし、納められなくて、いろんな事情があって、結果的にはこういう状態になっているという現実を見ると、今回この税率を改正をして、均等割も上げて、負担をお願いをするというやり方にも、私はそれなりの限度はあるし、それはどの程度まであるのかということももちろん検討されたと思いますが、そこだけお聞かせをいただきたいと思っております。

鈴木良雄議長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 確かに大変担税力のある方、ない方いらっしゃると思います。今回の税制改正については、先ほど市長、それから市民課長の方からもお話しありましたように、国保運営協議会の皆さんと一緒に私もちょっと勉強させていただきまして、その中でいろいろ議論なされたわけですが、どの程度と言われますと、限度まではちょっと今のところたしかお話しはなかったということで、とにかく国保特別会

計との一応収入と支出のバランスということも
ございますので、その辺から一応いろいろと協
議した結果、今回改定をさせていただくとい
うことになったところであります。

鈴木良雄議長 11番、高橋孝夫議員。

11番 高橋孝夫議員 私はこういう制度改定を
するに当たっては、そういう議論というのは非
常に大切だと思います。現実的に今、賃金が上
がらないですね、まず。今回、先ほどの市税条
例もそうですけれど、しかし、市民税は確実に
ふえますね、負担が。それでこの健康保険とい
うふうになりますと、ただでさえふえていない
ところからまず支払わなければならない、納付
しなければならない額だけはふえていくとい
うことになるわけです。これは現状の姿ですよ。
そういったところをやはり含めて、私はしてい
かないと、制度がもたないからだけでは済まな
い問題を含んでいるのだということをぜひ押さ
えていただきたいと思います。

+ 最後に市長にお伺いしますが、国保の運営協議
会の附帯意見というものがあまして、ここ
では市町村国保の限界と医療保険制度の一本化と
いう提言といたしますか考え方も触れられている
わけです。私もやはりこれは必要だと思います。

しかし、これはこの前市民課長にお伺いしま
したところ、県は二次医療圏ごとになってい
うふうに言っているようです。しかし、それでは全然
私はだめだと思いますね。しかし、これは積極
的な働きかけをしていかないと、何となくこ
ら辺におかれて、そのとおりになってしまう
みたいな感じもするのですが、私はこの実現
に向けて長井市長が先頭になって頑張ってい
ただきたいというふうに、私ももちろん頑
張るわけですがというふうに言いますが、こ
この考え方だけお聞かせをいただきたい。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 おっしゃるとおりで、この医療保
険等も、これはやはり国民全体を考えた一本化

という一元化ということがぜひ必要だと思
いますね。そうしないともう、国保はもた
なくなりますよ。だれが見ても、どう考
えても。これはやはり年金制度もそう
なのですが、そういう時代に入ってきた
という意味で、私も発言の機会があ
るところは市長会と、あるいは改革サ
ミット等にも私個人的に言っている
のですが、三位一体の問題だけでそれ
で終わりにするのではなくて、政策
的にやろうよと。例えば年金問題
なら年金問題について徹底的に議
論して、多少政策的にやろうよと。
医療保険なら医療保険ら
ついてやろうよと申し上げてお
りますし、いろいろなところに政策
を我々も勉強して、あるべき姿
というのを示しながらという基本
的には一元化だと思いますが、そ
ういった方向に微力を尽くしたい
と思います。

鈴木良雄議長 ほかにご質疑ござい
ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、
質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

15番、藤原民夫議員。

+ 15番 藤原民夫議員 私は、議案第41号、長井
市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定についてに反対の立場で討論をいたします。

このたび提案された議案は、税率改正によ
って医療給付費16.4%、及び介護給付費37.93%
を引き上げるというもので、さらに介護給
付費については急激な引き上げを避けるた
めに来年度さらに引き上げ、2カ年度の
引き上げを想定しているというふう
に言われているものであります。

こうした中で、国民健康保険税の滞納世帯
は毎年大きくふえているのであります。重
大なことは、この滞納世帯の増大に対
して、国保証を取り上げるとい
う制裁措置が行われ、国保証の
ない世帯が県内13市の中で資格証明
者の交付割合が尾花沢市に次いで2位
という結果に至っていること
であります。

この国民健康保険証がないために、重症になっても医療にかかれない、あるいは手おくれに至ることもある。そういうとんでもない事態が今進んでいるわけであります。しかも全国的には、この結果死亡に至ったという大変悲惨な状態も聞いているわけであります。なぜこんな事態になったのか。国は、昭和59年の国保法改悪を皮切りに、これまでの国庫負担45%から38.5%へ次々と国庫負担引き下げてきたことが最大の要因であります。もともと財政基盤の弱い市町村の国保財政は急速に行き詰まって、保険料の値上げとなって住民にしわ寄せをしてきました。さらに不況の追い討ちです。所得が減る中で、保険料が上がり続ける。これまでは滞納者がふえるのは、当然であります。滞納者がふれば財政が悪化すると。保険料がさらに引き上げられ、必死で頑張ってきた階層も支払不能となって、滞納世帯がじわじわ広がるという、まさに悪循環であります。

そこで差し当たって必要なことは、まずこの資格証明書発行をやめさせることが緊急の課題ではないかと思うのであります。国保は市町村が運営主体であることから、県が先頭に立ってこの国保証取り上げの先頭に立つことは、まさに言語道断であります。市町村への押しつけを直ちにやめさせることが第1点だと思うのであります。

二つには、高過ぎでは払えない。払いたくても払えない、この国保税を上げないで減免制度の拡充を図ることです。市長は、先ほどの質問に対する答弁の中で、研究するというふうなことでありましたので、ぜひ全国のこの制度の拡充について検討なされて実現を図っていただきたい。

三つには、市町村国保への国庫負担割合を計画的に復元させるように、国にほかの市とも力を合わせて働きかけていくということが、どうしても大切になっているのではないかと。そして

また、このことを市民に広くわかりやすく知らせていくということも非常に大事なことだと思っております。医者にかかるときは死ぬときだけというのは、100年も前のことでした。ところが、21世紀の今、国保制度の国民皆保険制度が崩壊しかねない事態が進んでおります。これを立て直すためにも、このような引き上げ条例案を提案するのではなく、広く市民のご意見を求め、そしてそこにもっと賢明な結論を求めるべきであるというふうに意見を述べまして、反対討論といたします。

鈴木良雄議長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第41号、長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

鈴木良雄議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第42号の1件について、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第42号、平成16年度長井市一般会計補正予算第1号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

鈴木良雄議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第43号の1件について、

質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、
討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、
採決いたします。

議案第43号、平成16年度長井市国民健康保険特
別会計補正予算第1号は、原案のとおり決する
に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

鈴木良雄議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

最後にお諮りいたします。本臨時会において議決
されました議案の中で、条、項、字句、数字、
その他整理を要するものについては、会議規則
第43号の規定により、その整理を議長にご一任
願いたいと思っておりますが、これにご異議ございま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、その整理を議長に一任することに決定
いたしました。

閉 会

鈴木良雄議長 以上で本日の議事は全部終了いた
しました。

これをもって、平成16年第2回長井市議会臨時
会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

午前11時34分 閉会

会議録署名議員

議 長

20番

1番

2番